

経済産業省 中小企業庁

中小法人・個人事業者のための

月次支援金

緊急事態措置・まん延防止等重点措置の影響緩和

給付額

中小法人等 ➡ 上限 **20** 万円/月 個人事業者等 ➡ 上限 **10** 万円/月 を支給します。

給付額 ➡ 2019年または2020年の基準月※1の売上ー2021年の対象月※2の売上

※1 2021年または2020年における対象月と同じ月。

※2 緊急事態措置またはまん延防止等重点措置（以下「対象措置」という）が実施された月のうち、対象措置の影響を受けて、2019年または2020年の同月比で、売上が50%以上減少した2021年の月。

一時支援金または月次支援金を受給された方の申請の流れ

はじめて申請される方は裏面をご確認ください

2回目以降の申請手続きが簡単（2 STEPのみ）になります。

STEP1 マイページから、必要情報を入力

STEP2 2021年の対象月の売上台帳※3を添付

事前確認が不要！
その他書類が不要！

※3 一時支援金を受給していても、月次支援金を初めて申請される場合は、宣誓・同意書も提出していただきます。

給付対象

詳しくはホームページでご確認ください

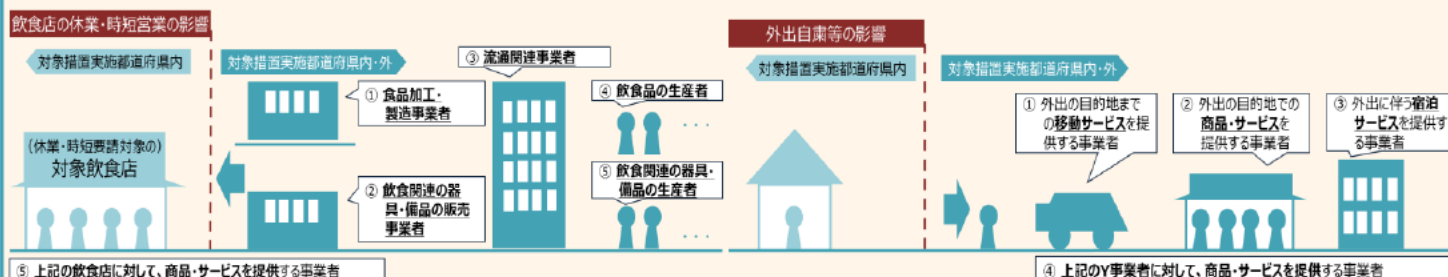
①と②を満たせば、**業種/地域を問わず給付対象**となり得ます。

①緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う

飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること※3

②緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が実施された月のうち措置の影響を受けて月間売上が2019年または2020年の同じ月と比べて **50%以上減少** していること

※3 2021年4月以降に実施される対象措置に伴う要請を受けて、休業または時短営業を実施している飲食店と直接・間接の取引があること。または、これらの地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けている事業者が対象です。



申請期間

4月分/5月分：2021年6月中下旬～8月中下旬
6月分：2021年7月1日～8月31日

※原則、対象月の翌月から2ヶ月間を申請期間とします。

給付対象の具体例

対象措置実施都道府県のお客様に、
商品・サービスを提供する
全国の事業者

1 **日常的に訪れるお店**
アパレルショップ、飲料や食料品の小売店、美容院や理容店、マッサージ店など

2 **教育関連の事業者**
学習塾、スポーツの習い事など

3 **医療・福祉関連の事業者**
病院や福祉施設、ドラッグストア、薬局など

4 **文化・娯楽関連の事業者**
スポーツ施設、劇場、博物館など

5 **旅行関連の事業者**
ホテル、旅館、旅行代理店、レンタカー、タクシーなど

左記事業者と取引がある
全国の事業者

（他者を經由して左記事業者の商品・サービスを提供している事業者を含む）

6 **経営コンサルタントや士業など専門サービスを提供する事業者**

7 **システム開発などのITサービスを提供する事業者**

8 **映像・音楽・書き物のデザイン・制作などを行う事業者**

9 **飲料や食料品の卸売を行っている事業者**

10 **農業や漁業を営んでいる事業者**

以下の場合には給付対象とはなりません



● 事業活動に季節性があるケース（例：夏場の海水浴場）における繁忙期や農産物の出荷時期以外など、通常事業収入を得られない時期を対象月として、緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響により事業収入が減少したわけではないにもかかわらず給付を申請する場合は給付対象外です。



● （対象措置とは関係なく）売上計上基準の変更や顧客との取引時期の調整により対象月の売上が減少している場合は給付対象外です。



● （対象措置とは関係なく）単に営業日数が少ないことにより対象月の売上が50%以上減少している場合は給付対象外です。



● 売上が50%以上減少していても、または、対象措置実施地域に所在する事業者であっても、給付要件を満たさなければ給付対象外です。



● 地方公共団体から休業・時短営業の要請に伴う「協力金」※4を受給した事業者は給付対象外です。
※4 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して措置している協力金

誤って受給することのないよう、よくご確認ください。

相談窓口

電話番号のお掛け間違いが発生しております。お問い合わせの際は、電話番号をよくお確かめのうえ、お掛け間違いのないようお願い申し上げます。



0120-211-240

IP電話
専用回線

03-6629-0479

受付時間

8:30-19:00（土日・祝日含む全日）

ホームページ



QRコード



月次支援金 検索

https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji_shien/index.html

はじめて申請される方の 手続きの流れ

対象月ごとに申請してください。オンラインで簡単に申請することができます。
各対象月について、申請・受給は1回のみとなります。

アカウントの申請・登録

1 月次支援金ホームページ
(6月中旬に開設予定)
の仮登録画面にメールアドレスや電話番号を入力し申請IDを発番。

2 下記の必要書類
を準備。

3 月次支援金ホームページ(6月中旬に開設予定)で、登録確認機関を検索し、メールまたは電話で、登録確認機関に事前予約。

※原則、「団体の会員・組合員の方は当該団体」に、「金融機関と事業性の与信取引がある方は当該金融機関」に、「顧問の士業がいる方は当該士業」に、事前確認を依頼してください。
※上記に該当しない場合は、月次支援金相談窓口までお問い合わせください。

登録確認機関での事前確認

4 TV会議/対面/電話※により
・事業を実施しているか
・給付対象等を正しく理解しているか
などの事前確認を受ける。

※登録確認機関の会員等の場合には、電話で「給付対象等を正しく理解しているか」等のみの確認を行うことをもって代えることができます。

申請

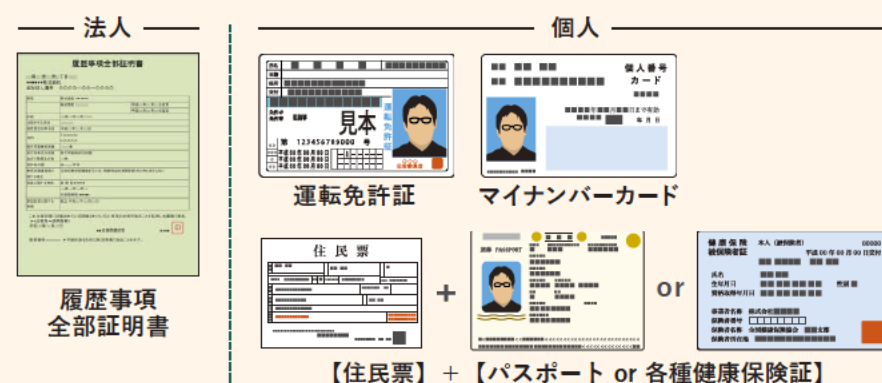
5 月次支援金ホームページ(6月中旬に開設予定)からマイページにアクセス。
必要情報を入力し、**下記の必要書類**を添付して申請。

※オンライン申請が困難な方がご利用いただける申請サポート会場は、別途決定。

必要書類

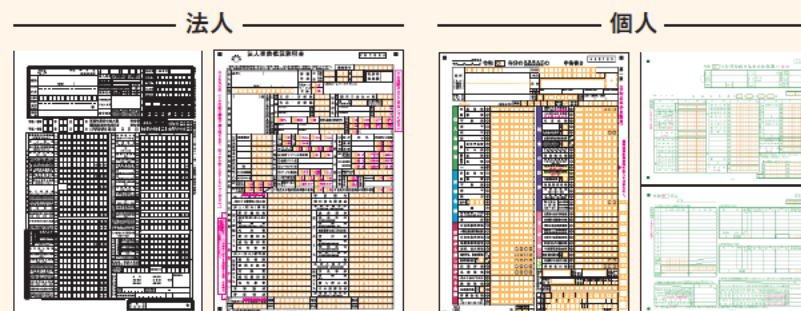
※主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者等の場合や、特例を用いる場合等においては、他にも必要書類がございます。
※給付要件を満たさないおそれがある場合は、その他の書類の提出を求める場合がございます。

1 履歴事項全部証明書(法人) または 本人確認書類(個人)



※在留カード、住民基本台帳カード、身体障害者手帳等も認められます。

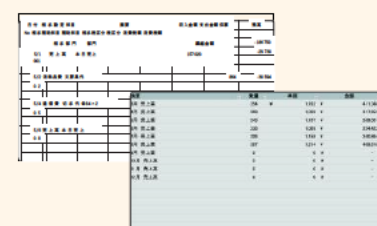
2 収受日付印の付いた2019年・2020年の
確定申告書類の控え



※e-Taxを通じて申告を行っている場合、これらに相当するものを提出して下さい。

3 2019年1月から2021年対象月
までの各月の帳簿書類
(売上台帳、請求書、領収書など)

事前確認	全て
申請	2021年対象月の売上台帳のみ



4 2019年1月以降の
事業の取引を記録している通帳

事前確認	事業の取引がわかる全てのページ
申請	通帳のオモテ面と通帳を開いた1・2ページ

電子通帳画面コピー



5 代表者または個人事業者等本人が
自署した宣誓・同意書



※準備でき次第ホームページで公表します。

保存書類

※申請時の提出は不要ですが、申請後に提出を求める場合がございますので、7年間保存してください。

飲食店の休業・時短営業または外出自粛等の影響を示す書類として、最終的な取引先が、対象措置実施都道府県で時短営業の要請を受けた飲食店または対象措置実施都道府県の消費者であることを示す書類を保存してください。

主な例

詳細はホームページで
ご確認ください。

<必須>



自らの販売・提供先との反復継続した取引または消費者との継続した取引を示す

帳簿書類および通帳

<上記に加えて、以下のいずれか1項目>

※所在地や事業によっては必要となる書類

・対象措置実施都道府県で消費者向けの事業を行っていることを示す 商品・サービスの一覧表、店舗写真、および賃貸借契約書・登記簿	・旅行客の5割以上が対象措置実施都道府県から来訪していることを示す 統計データ	・対象措置実施都道府県の消費者との継続した取引を示す 顧客データまたは自ら実施した顧客調査結果
・自らの販売・提供先が対象措置実施都道府県の卸売市場または流通事業者であることを示す 書類	・所在地域から対象措置実施都道府県の卸売市場または流通事業者への反復継続した取引を示す 書類・統計データ	

一時支援金または
月次支援金を
既に受給された方

マイページから、**必要情報を入力し、2021年の対象月の売上台帳を添付**するだけ！

事前確認が不要/その他の書類が不要

※一時支援金を受給されていても、月次支援金を初めて申請される場合は、宣誓・同意書も提出していただきます。